**平成２７年（フ）第２３８号**
京都市東山区三条通大橋東入３丁目下る教業町674番地　市営住宅新３棟219号
破産者　兼崎　裕次
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３５号**
和歌山県岩出市溝川251番地の１　208号
破産者　元川　　一
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５号**
和歌山県伊都郡高野町大字高野山26番地の５
破産者　榎　　徳二
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第６８号**
和歌山県海南市日方1279番地５　モスビル201号
破産者　塚本　紀世
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第７９号**
和歌山市杭ノ瀬255番地の19
破産者　柴　　健二
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第５１号**
広島市安佐南区大町東１丁目19―15　第２コーポ田上201号、住民票上の住所広島市安佐南区安東６丁目22番８－４号
破産者　フレッシュ・ワンこと濱﨑勝昭こと浜崎　勝昭
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０１号**
高知県高岡郡佐川町甲1349番地１、開始決定時の住所高知県高岡郡日高村本郷509番地１
破産者　坂本　泰助
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第７４号**
長崎県西彼杵郡時津町野田郷132番地１　コーポ三井202号
破産者　辻　　茂
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６３号**
熊本市北区徳王１丁目１番１―507号、住民票上の住所熊本市中央区上水前寺１丁目１番５号　ビルド・ケア１・604
破産者　本田　秀彰
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結

**平成２５年（フ）第５２号**
最後の住所茨城県神栖市神栖１丁目９番１号
破産者　被相続人亡太田善助相続財産
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２６年（フ）第９８６号**
東京都町田市鶴間1709番地１ローズメゾン102
破産者　山田　　祐
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１０８号**
神戸市東灘区住吉浜町18番地18、商業登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市尾上町長田517番地の30
破産者　榮商事株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１１号**
兵庫県豊岡市大磯町５番12号
破産者　株式会社田中バスケツト工芸
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
兵庫県美方郡香美町香住区下浜927番地
破産者　有限会社ハセガワ
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２６年（フ）第３号**
島根県益田市中吉田町1097番地６
破産者　有限会社グリーンメディカル
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所益田支部

**平成２７年（フ）第１４０号**
山形県鶴岡市羽黒町荒川字堤下19番地、破産手続開始決定時の住所東京都昭島市上川原町２丁目24番32号
破産者　丸山　勇治
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３０３号**
和歌山市美園町５丁目９番地の１
破産者　株式会社オフィスクリエーション（商業登記簿上の商号株式会社オフイスクリエーション）
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係